

# さいたま市における電子マニフェスト普及拡大について

さいたま市環境局資源循環推進部産業廃棄物指導課

## はじめに

さいたま市では、産業廃棄物の適正処理と3R（発生抑制、再使用、再生利用）を推進し、循環型社会の構築に資するため、『さいたま市産業廃棄物処理指導計画』を平成18年3月に策定しています。この計画の施策のひとつとして、産業廃棄物の処理の委託に関して、情報管理を合理化し産業廃棄物の適

正処理を推進するため、電子マニフェストの普及促進についても重点課題として掲げています。

そこで、本市では、積極的に電子マニフェストの利用を促進するため、平成26年4月に「さいたま市電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ」を策定しました。

## 「さいたま市電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ」について

### ①ロードマップ策定の背景

平成25年10月に環境省より、「電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ」が示されたことを受け、本市においても、積極的に電子マニフェストの普及拡大を図るため、さいたま市版ロードマップを策定しました。

### ②達成すべき目標

本市における電子マニフェスト普及率は、マニフェスト交付等状況報告書をベースで、平成24年度において45%であることから、平成28年度における普及率を65%に拡大することを目標としています。

### ③目標達成のための取組

目標を達成するための手段として、市自らが電子マニフェストを率先して導入すること、本市の公共工事において電子マニフェストを利用すること、そして、民間事業者の電子マニフェストの利用を促進すること等の取組みを行います。

### ④進捗管理等

平成28年度における目標達成に向け、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターからの報告とマニフェスト交付等状況報告書の数値を集計し、毎年12月までに前年度の普及率を算定して、進捗管理を行います。

## 電子マニフェスト導入の進捗状況等について

平成25年度におけるさいたま市内でのマニフェスト交付件数は、399,409枚であり、この内訳としては、電子マニフェスト使用件数が186,350件、紙マニフェスト使用件数が213,059件でした。この結果、本市内の電子マニフェスト普及率が約47%となり、前年度からは約2%の普及率上昇となりましたが、本市ロードマップの目標である、平成28年度における電子マニフェスト普及率65%までは、まだまだ到達していない状況となっています。

そこで、さいたま市では、市内における電子マニフェストの更なる普及拡大を図るため、平成26年5月12日に一般会計事業において、電子マニフェストを導入しました。そして、この導入に伴い、市内の産業廃棄物排出課所担当職員158名を対象に平成26年5月19日に導入説明会を開催し、運用・操作方法等の説明を行いました。(写真①)

また、民間事業者への普及拡大として、本市内の産業廃棄物多量排出事業者及び産業廃棄物処理業者の57名に対し、平成26年10月28日に導入・運用研修会を開催し、電子マニ



写真① さいたま市庁内導入説明会の様子  
(平成26年5月19日開催)



写真② 民間事業者対象の導入・運用研修会の様子  
(平成26年10月28日開催)

フェスト導入等についての説明を行いました。(写真②)

これらの説明会等の開催にあたっては、電子マニフェストシステムの運営を行っている公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターにご協力をいただきました。

そのほか、次のような取組も実施しています。

■本市の特別会計事業、企業会計事業分（下水道部、水道局、市立病院等）においては、各部局等において予算措置の上、早期に電子マニフェストに加入し、利用するものとしています。企業会計事業である『さいたま市立病院』では、既に電子マニフェストが導入されています。

■公共工事における電子マニフェストの利用を促進するため、さいたま市建設副産物対策協議会において、元請業者に対して電子マニフェスト利用を働き掛けています。

■ホームページに、『さいたま市電子マニフェスト普及拡大について』の情報を掲載し、電子マニフェスト利用促進の周知をしています。

■本市の許可を有する産業廃棄物処理業者及び競争入札参加資格者名簿に登録している産業廃棄物処理業者へ電子マニフェストの利用促進に係る通知を送付しました。

■平成26年7月に優良産業廃棄物処理業者育成事業計画を策定し、エコアクション21の登録研修会（全5回）及び電子マニフェストの普及拡大と併せた優良産廃処理業者認定制度の活用についての講習会（H26.10.28）を実施しました。

## 今後の課題

平成26年10月28日に行った民間事業者対象の導入・運用研修会でのアンケートにおいて、『契約している相手方が電子マニフェストを導入していないため、自分達だけが加入しても使用できない』との意見が多くあり、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者すべてが加入していなければ利用できないという点が、普及拡大への大きな課題となっています。

この課題を解決するために、まずは収集運搬業者及び処分業者が電子マニフェストを導入し、排出事業者はどの産廃処理業者と委託契約をしても、電子マニフェストを利用できる環境となっていることが必要であると考えます。

そのためには、電子マニフェスト未加入の産廃処理業者に対し、継続的に導入に向けた普及啓発を行っていくことが大事であり、将来的には、すべての産廃処理業者が電子マニフェストを導入することにより電子マニフェストの普及率が向上し、産業廃棄物の処理の委託が適切に行われることにより産業廃棄物の適正処理の推進につながることを期待しています。

さいたま市では、今後も引き続き、本市ロードマップに掲げた目標の達成に向け、電子マニフェストの更なる普及拡大に取り組んでいきます。